

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第192号）

- 1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第243号）
平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書（以下「本件報告書という。」）における検討対象斜面の上部(EL. 133.0m以上)の表層崩壊に対する安定計算において、全体を同じせん断強度を持つ一つの層として扱っている根拠を記載した文書
- 2 本件公開請求に対する処分の内容
不存在決定
- 3 担当課（所）
土木部河川課
- 4 異議申立て等の経緯

(1) H24. 12. 25 公開請求	(4) H26. 7. 1 諮問
(2) H25. 1. 8 公開決定	(5) H28. 12. 22 答申
(3) H25. 1. 10 異議申立て	
- 5 諮問に係る審査会の判断結果
石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審 査 会 の 判 断 要 旨
条例第11条 第2項 (不存在)	<p>異議申立人は、本件対象斜面の安定計算について、本件報告書のほかの箇所で、当該地区の地質を区分しているにもかかわらず、全体を一つの層として解析しているの、その理由はあるはずであると主張しているが、実施機関は、総合的に判断したもので、全体を一つの層として解析した根拠のような個別の理由を記載した公文書は存在しないと主張している。</p> <p>当審査会において、本件報告書を見分したところ、6-4ページに、「得られたN値からc、ϕは以下のとおり想定した…。c=31.52（最小値）、ϕ=19.72（最小値）」と記載され、6-5ページの表-6.1.1では、「最小N値での評価」欄の最小値として前述の数値が記載されていたが、このことが、地すべり土塊全体を一つの層として解析することを意味するか、また、一つの層とする解析方法を採用することの判断など、業務委託の内容の当否については当審査会の審議する事項ではなく、さらに、本件報告書以外に異議申立人が請求するような根拠を記載した文書が存在する事情は認められない。</p> <p>このようなことから、本件公開請求に対して、実施機関が不存在決定を行ったことは、妥当である。</p>

- 6 審議経緯 審査回数 3回

(別 紙)

答申第192号

答 申 書

平成28年12月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成24年12月25日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（公開請求に係る公文書の内容）

平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書（以下「本件報告書」という。）における検討対象斜面の上部（EL. 133.0m 以上）の表層崩壊に対する安定計算において、全体を同じせん断強度を持つ一つの層として扱っている根拠を記載した文書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成25年1月8日に不存在決定（以下「本件処分」という。）を行って、次のとおり公文書を保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（保有していない理由）

根拠を記した公文書がないため。

3 異議申立て

異議申立人は、平成25年1月10日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成26年7月1日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立書

本件報告書の各設計横断面図に地質構成が描かれているにもかかわらず、安定計算においては、当該斜面の土質を崩積土1層として解析しているが、対象斜面の構成土質は、崩積土、強風化帯及び風化帯などに区分されるはずである。それにもかかわらず、当該斜面を1層として解析したのであるから、その理由はあるはずである。

(2) 意見書

本件報告書では、ボーリング調査の結果、得られたN値にばらつきがあるので、最小のN値を採用したとしている。

標準貫入試験により得られたN値から、礫当たりや局所的な硬質部等の影響の少ない補正N値を求め、このN値とボーリングコア並びにサンプラーにより採取された試料を観察して、地質、土質の区分、風化

の程度の区分が行われ、区分毎のN値をまとめて、同じ区分の中で、複数の数値が得られる場合は、検討した上で設計上のN値が決定される。

本件報告書では、設計上安全側になるとして、最小値を採用したとされているのであるから、この時点で、斜面を形成している地すべり土塊全体を、この値と評価していることになる。

しかし、本件報告書の9-4 ページでは、表土に近い崩積土と思われる礫混じり粘土とその下位に区分しているにもかかわらず、全体を一つの層としている。

このような整合性の取れない報告書は見たことがない。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

本件報告書の6-4 ページに、「得られたN値から、 c 、 ϕ は以下のとおり想定した $c=31.52$ （最小値）、 $\phi=19.72$ （最小値）」と記載されている。これは、6-5 ページの表-6.1.1に示すとおり、ボーリング調査の結果、N値にばらつきがあるので、最小の c 、 ϕ を採用して安定計算を実施することが妥当と総合的に判断し実施したもので、個別理由を記載した公文書は存在しないため、不存在としたものである。

なお、この c （粘着力）、 ϕ （内部摩擦角）の最小値で安定計算を実施した場合でも、安全率が1以上となる計算結果を得ており、当該斜面は安全であると判断している。

第5 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

本件報告書において検討の対象となったL3地すべり末端斜面上部の安定計算において、全体を同じせん断強度を持つ一つの層として扱っている根拠を記載した文書である。

3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

異議申立人は、本件対象斜面の安定計算について、本件報告書のほかの箇所で、当該地区の地質を区分しているにもかかわらず、全体を一つの層として解析しているので、その理由はあるはずであると主張しているが、実施機関は、総合的に判断したもので、全体を一つの層として解析した根拠のような個別の理由を記載した公文書は存在しないと主張している。

当審査会において、本件報告書を見分したところ、6-4 ページに、「得られたN値から c 、 ϕ は以下のとおり想定した…。 $c=31.52$ （最小値）、 $\phi=19.72$ （最小値）」と記載され、6-5 ページの表-6.1.1では、「最小N値での評価」欄の最小値として前述の数値が記載されていたが、このことが、地すべり土塊全体を一つの層として解析することを意味するか、また、一つの層とする解析方法を採用することの判断など、業務委託の内容の当否については当審査会の審議する事項ではなく、さらに、本件報告書以外に異議申立人が請求するような根拠を記載した文書が存在する事情は認められない。

このようなことから、本件公開請求に対して、実施機関が不存在決定を行ったことは、妥当である。

4 付言

本件において、異議申立てから諮問までに約1年6か月が経過しており、実施機関にあっては、今後、速やかな対応が求められる。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成26年7月1日	○諮問を受けた。(諮問案件第243号)
平成27年7月30日	○実施機関(土木部河川課)から理由説明書を受理した。
平成27年9月16日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成28年5月12日 (第273回審査会)	○事案の審議を行った。
平成28年6月30日 (第274回審査会)	○事案の審議を行った。
平成28年7月21日 (第275回審査会)	○事案の審議を行った。